

平成 31 年度石垣市奨学貸付金奨学生追加募集要項

1 奨学生の資格

本市に住所を有する者の子弟であって、高等専門学校（1～3 年生の課程を除く）、専門学校、専修学校（高等学校に類する課程を除く）、短期大学、大学（外国の大学含む）、大学院等に在学し、修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者

※ 平成 31 年度中に入学予定の者を含む（申請時において合格通知の有無は問いません）。

2 奨学貸付金の申請の際に必要な提出書類

(1) 奨学金貸付申請書（第 1 号様式）

(2) 奨学生推薦書（第 2 号様式）

※ H31 年度入学者・入学予定者については、出身高等学校等のもの

(3) 学業成績証明書

※ H31 年度入学者・入学予定者については、出身高等学校等のもの

(4) 在学証明書 ※ H31 年度途中の入学予定者については、入学後に提出

(5) 住民票謄本 ※ 家族及び本人のもの

(6) 保護者の所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書・義務履行証明書

(7) 収入のある世帯員分の所得証明書

(8) 保証人の所得証明書・資産証明書・印鑑登録証明書

※ 所得証明書及び資産証明書については、石垣市役所税務課で発行しています。

※ 義務履行証明書は、石垣市役所納税課で証明（完納確認印）をもらってください。

※ 連帯保証人は、申請者の父又は母等とします。

※ 保証人については、本市に住所を有する成年者で、独立の家計を営んでいることが条件です。祖父母を保証人に選ぶことは避けてください。

3 受付期間・受付場所

平成 31 年 4 月 10 日（水）～ 4 月 26 日（金）8:30～17:15（12:00～13:00 を除く）

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く。

〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町 16-6 石垣市教育委員会 2 階（総務課）

☎ 0980-87-5077

4 審査基準

(1) 学業成績（評定平均値概ね 3.3 以上）

(2) 家計状況（1 年間の総所得金額が、石垣市の定める所得基準額以下であること）

※ 提出された『収入のある世帯員分の所得証明書』を基に審査します。

(3) 人物評価など

5 奨学貸付金の額 月額 50,000 円（無利息）

6 貸付期間

奨学貸付金を受けるに至った月から、その専門学校・大学等の正規の修学期間とする。

※ 学業成績不振（留年）を理由に貸付期間の延長はできません。

7 募集人数 最大 9 名

8 奨学貸付金の返還

原則的に、奨学金は無利息とし、卒業の 1 年後から、貸付月額の半額（25,000 円）を、貸付全額に達するまで毎月返還するものとする。ただし、正当な理由なく規定の償還期間を過ぎた場合については、延滞金を徴収するものとする。

9 他の奨学金制度との併願について

日本学生支援機構等の他の奨学金制度（給付型・貸付型を問わず）を利用されている方でも併願可能です。

ただし、石垣市が実施している石垣市奨学給付金及び桃原用昇奨学給付金との併願は不可とします。

石垣市教育委員会 総務課

電話：0980-87-5077

FAX：0980-82-0294

E-mail：kyouiku@city.ishigaki.okinawa.jp